

# 屋外広告物の 更新 及び 変更 の許可申請時における安全点検について

〔令和 2 年(2020 年)10 月 1 日から適用〕

平成 27 年(2015 年)2 月に札幌市で発生した看板落下事故など、近年屋外広告物による事故が全国で多数発生しています。

このような状況に鑑み、日光市内における屋外広告物の安全の確保を徹底するため、令和 2 年(2020 年)2 月に日光市屋外広告物条例施行規則の一部改正を行い、屋外広告物の更新及び変更の許可申請時における安全点検を制度化することとしました。

これにより、更新及び変更の許可申請時における手続きが以下のとおり変更となります。ご協力をお願いします。

## 1. 更新及び変更の許可申請書に添付する写真及び書類の変更

### ① 広告物の写真

「点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真」の提出が必要となります。

なお、点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、「補修後に当該箇所を撮影した写真」の提出が併せて必要となります。

### ② 点検の報告書

屋外広告物安全点検報告書(規則様式第 3 号の 2)の提出が必要となります。

当報告書は、国土交通省「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」で示されている「屋外広告物安全点検報告書(案)」と同様の点検項目となっています。

なお、「点検及び報告書の作成の有資格者(※)であることを証する書面の写し」の提出が併せて必要となります。

※有資格者は、【2 の④のア～オ】(P 8)のいずれかに該当する者です。

## 2. 「点検」と「屋外広告物安全点検報告書の作成」にあたっての要件等

### ① 点検の方法について

次のア・イを参考に実施してください。

ア：国土交通省「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」

イ：屋外広告物適正化推進委員会「オーナーさんのための看板の安全管理ブック」

※ア・イは、日光市ホームページに掲載しています。

### ② 点検・作成の対象となる屋外広告物について

置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物以外の広告物(管理者を要しない広告物と同様)です。

### ③ 点検・作成時期

更新許可申請書・変更許可申請書を提出する日前 3 箇月以内に点検し、作成する必要があります。

#### ④点検・作成者

次のア～オのいずれかに該当する者が、点検し、作成しなければなりません。

なお、いずれかに該当することを証する書類の写しを、更新許可申請書・変更許可申請書に添付して提出する必要があります。

ア 屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者）

イ 栃木県あるいは他の都道府県、指定都市又は中核市が実施する屋外広告物講習会の課程を修了した者

ウ 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

エ 日光市長から管理者資格認定書の交付を受けた者

オ （一社）日本屋外広告業団体連合会又は（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

### 3. 適用期日

令和2年(2020年)10月1日から適用します。

※ 9月30日までに更新又は変更の許可申請をした場合は、従来の規定が適用になります。従来の規定に基づく許可申請書に添付する写真及び書類は次のとおりです。

	更新の許可申請時	変更の許可申請時
広告物等の写真	広告物又は掲出物件の写真 (3箇月以内に撮影したもの)	提出不要
点検の報告書	制度なし。 ただし、任意で「セルフチェック票」による点検とその提出をお願いします。	制度なし